

## 監査報告

平成27年6月23日

国立大学法人秋田大学  
学長 澤田賢一 殿

国立大学法人秋田大学

監事 長谷部勝

監事 大橋隆

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の業務について監査を行い、本監査報告を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監事の監査の方法及びその内容

私たちは、監査計画を定め、役員(監事を除く、以下同じ。)及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、中期目標達成に向けた各組織の業務遂行状況及び経営課題の改革に向けた取組みを重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席し、役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制(以下「内部統制システム」という。)の整備、運用及び準用通則法第28条第2項に基づく内部統制システムに係る業務方法書の変更について、役員及び職員等からその構築について報告を受け、必要に応じて説明を求め、内部統制システムの状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 業務は、法令等に従って適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムの整備及び運用は相当であると認めます。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、国立大学法人秋田大学の状況を正しく示しているものと認めます。